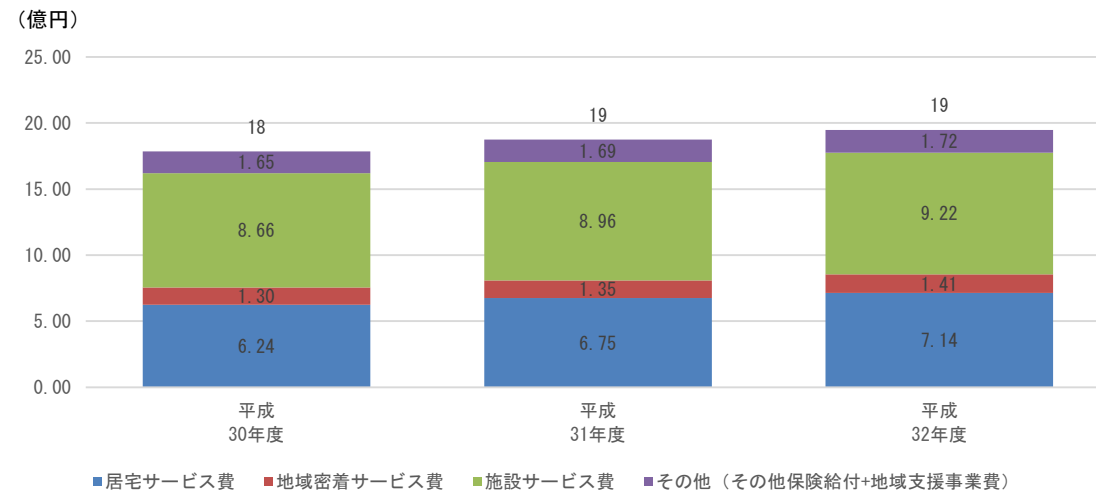


介護保険給付費の見込み

○現時点での第7期における総給付費見込額（概算）は56億円程度の見込みです。



第7期の介護保険料基準額

○現時点での第7期における介護保険料基準額（概算）は月額6,300円程度の見込みです。
○今後、本年度の給付実績の推移や国より示される介護報酬の改定により変更する可能性があります。

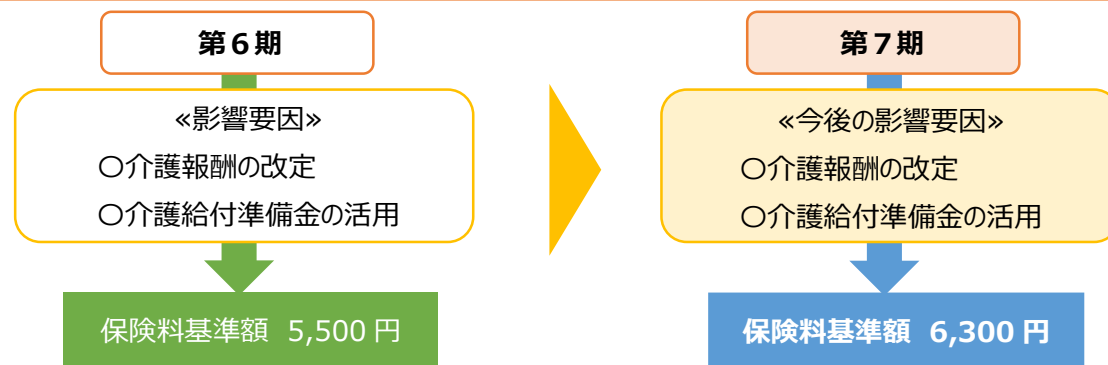
▼第7期の介護保険料基準額（月額）の試算

●総給付費 約56億円（第7期） （第6期の約47億円）から約19%増

※総給付費＝介護保険サービスにかかる保険給付費＋地域支援事業費

《主な増加要因》

- ◆高齢化の進展に伴う要介護認定者数の増加
- ◆介護保険サービスの充実による利用量の増加
 - ・居宅サービス（訪問介護、通所介護等）
 - ・地域密着型サービス（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護等）
 - ・施設サービス（介護老人福祉施設、介護療養型医療施設等）



介護保険制度改正における6つのポイント

①高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進

全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、「データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業計画への記載）」「適切な指標による実績評価」「インセンティブの付与」が法律により制度化されます。

②「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人・人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民1人ひとりの暮らしと生きがい・地域をもにつくっていく社会の実現を図ります。

③平成30年度（2018年度）から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保

平成30年度（2018年度）以降、静岡県地域保健医療計画と、介護保険事業（支援）計画の作成・見直しのサイクルが一致することとなり、両者が一体となって地域包括ケアシステムを構築していく必要があります。

このため、高度急性期、急性期、回復期から慢性期まで一連のサービス提供体制の一体的な確保を図るため、県医療計画と、介護保険事業計画の整合性の確保が重要となります。

④介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進

介護を行う家族の負担を社会全体で支え合う仕組みを促進すること、近年増加傾向にある高齢者虐待に対応するため、特に認知症の人を介護している家族等に対する相談・支援体制の強化や、家族・介護施設従事者等に対する高齢者虐待防止対策の取組への強化を図ります。

⑤介護離職ゼロに向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備

介護離職防止の観点から、働きながら介護に取り組む家族や今後の仕事と介護の両立に不安を持つ就業者の実情を把握し、介護離職の防止を含む家族等への支援の観点を踏まえた介護サービスのあり方等の取組を勘案して、要介護者等の数やサービス量の見込みを介護保険事業計画に定めます。

⑥平成37年度（2025年度）を見据えた第7期計画の作成

団塊世代が75歳以上となる平成37年度（2025年度）の介護需要、サービス種類ごとの量の見込みや必要な保険料水準を推計し、第7期から第9期における段階的な充実の方針と第7期における位置づけを明らかにして、具体的な取組内容やその目標を計画に位置づけます。